集落営農組織への農協の金融対応の現状と今後の課題

―「水田・畑作経営所得安定対策」導入初年度の対応事例から―

〔要　　旨〕

1　水田農業を中心とする土地利用型農業を対象に2007年産より水田・畑作経営所得安定対策が実施され，各地で集落営農組織が数多く設立されている。本稿では現地調査にもとづき，対策導入初年度における農協の集落営農組織への金融対応の現状と今後の課題についてみていくことにする。

2　07年度は集落営農組織の当面の資金調達が課題となっていた。事例として取り上げた農協では，生産資材の決済時期の延長や過去の生産実績に基づく支払（固定払）を農協が仮渡しすることで対応している。さらに農協独自の集落営農組織向けの当座貸越を創設し，金利負担を軽減するための支援措置を実施することで対応しているケースもある。こうした支援により，集落営農組織の資金繰りは改善されている。

3　農業機械の購入等の資金対応については，集落営農組織が借入可能な農業制度資金に制約があることから，農協独自の集落営農組織向けの資金を創設し，積極的に融資対応している。また農協のなかには独自のリース事業を展開することで，農業機械の導入支援を行っているケースもある。

4　今後は個人所有機械の更新時期が来る度に，集落営農組織による機械導入が進展していくものとみられ，農協での積極的な金融対応が課題となろう。ただし任意組合である集落営農組織については，積立金の確保や借入にあたって法律・税制等の面での制約も多い。また対策導入を契機に設立した組織も少なくなく，経営体として未熟な面もある。そうしたことから，集落営農組織への農協の金融対応については営農部門との連携が重要である。集落営農組織の発展段階に応じた各種支援の取組みとともに，融資相談対応には金融部門と営農部門との連携強化さらに担い手金融リーダー等の農業融資に精通した人材の育成等により，幅広い資金ニーズに積極的に応えていくことが求められている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　経営所得安定対策の概要と実施状況
⑴　経営所得安定対策の概要
⑵　実施状況
2　集落営農組織に対する農業制度資金，JAバンクの対応動向
⑴　農業制度資金の対応動向
⑵　JAバンクの対応動向
3　現地調査にみる金融対応の現状
⑴　調査農協の概要
⑵　A農協
⑶　B農協
⑷　C農協
⑸　D農協
4　小括
⑴　資金繰りの変化への対応
⑵　農業機械等の資金需要への対応等
⑶　今後の課題
おわりに

はじめに

水田農業を中心とする土地利用型農業を対象に2007年産より水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営所得安定対策」という）が実施されている。行政，農協等による集落営農組織の立ち上げ支援等様々な取組みが展開されたこともあり，各地で集落営農組織が数多く設立されている。

こうした状況のなかで，本稿では現地調査にもとづき，対策導入初年度における農協の集落営農組織への金融対応の現状と今後の課題についてみていくことにする。（注1）なお，本稿における「集落営農組織」とは，経営所得安定対策の対象となる特定農業団体とそれと同様の要件を満たす組織とする。（注2）

本稿の構成は以下のとおりである。第1節，第2節では経営所得安定対策の実施状況ならびに農業制度資金，JAバンクの対応動向をみることにする。第3節では農協への現地調査にもとづき金融対応の現状をみたうえで，続く第4節では現状を整理し，今後の課題についてふれることにする。

（注1）安藤（2007）は「もともと集落営農は島根，広島などの中国地方の中山間地域や滋賀，富山などの総兼業農家地帯など担い手不足が深刻な地域」において「手間ひま金をかけずに農地を守るための仕組みづくり」の必要から設立されたものであると指摘している。また金子（2008）は農政の展開以前から「地域の実情に即して『集落営農』が展開されてきたのであり，現在の農政において『担い手』として取り上げられているのは一部の形態である」と指摘している。したがって，本稿の分析は対策の対象となる集落営農組織に限定したものである。

（注2）本稿で用いる「集落営農」とは「『集落』を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農」とする。

1　経営所得安定対策の概要と実施状況

⑴　経営所得安定対策の概要

経営所得安定対策は米，麦，大豆，てん菜，でん粉原料用ばれいしょを対象品目とし，対象者は認定農業者，集落営農組織と

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

している。集落営農組織については特定農業団体または特定農業団体と同様の要件を満たすことが必要である。(注3) また経営規模について，認定農業者は北海道10ha，都府県４ha，集落営農組織は20ha以上が要件となっている。(注4)

対策は生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）と収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）に分けられる。生産条件不利補正対策は米を除く麦，大豆，てん菜，でん粉原料用ばれいしょを対象品目としている。そして生産コストのうち販売収入では賄えない部分を補てんするもので，豊作・不作にかかわらず毎年一定額が支払われる過去の生産実績に基づく支払（固定払）と毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）がある。

一方，収入減少影響緩和対策は，米，麦，大豆，てん菜，でん粉原料用ばれいしょを対象とし，販売収入が標準的収入を下回った場合に減収額の９割を補てんするものである。

07年度については対策導入に伴い交付金の支払時期が変更されたこともあり，集落営農組織においては当面の資金調達が課題となった。(注5) 具体的には，米，麦，大豆を基幹とする水田作経営において，06年産までは，第１図に示すように麦類は生産物の代金と麦作経営安定資金が収穫時期の６～７月に支払われていた。大豆については，生産物代金は４～５月に，交付金（概算払い）は12月に支払われてきた。

しかしながら，07年産は固定払が12月，成績払が３月払いとされたため，06年産と比べて交付金が遅れて支払われることになる。したがって，後述するように農協では集落営農組織の資金繰りの変化に対して様々な対応がなされた。ただし07年12月の対策の見直しにより，固定払が７～８月に，成績払の麦が11～12月，大豆が２～３月へと交付金の支払時期が見直されたことで，08年度は資金繰りが改善されるものとみられる。

第１図　経営所得安定対策導入に伴う交付金の支払時期の変化

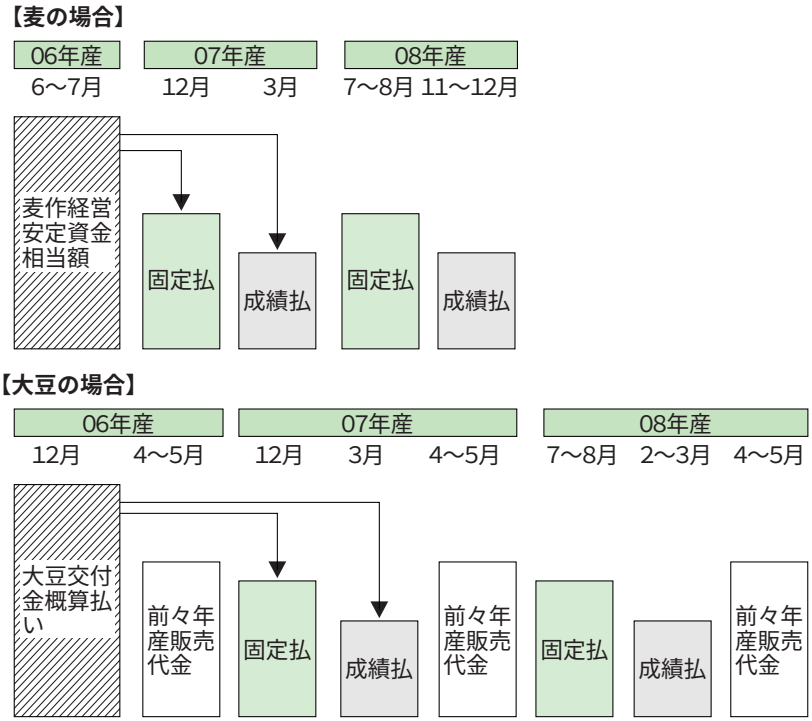

資料　梅本雅（2007）を参考に作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

（注３）特定農業団体と同様の要件を満たす組織となるためには，①農用地の利用集積目標の設定，②規約作成，③共同販売経理，④農業生産法人化計画の作成，⑤主たる従事者の所得目標設定，が要件となっている。

（注４）07年12月に品目横断的経営安定対策から水田・畑作経営所得安定対策（北海道向け），水田経営所得安定対策（都道府県向け）へと制度名称が変更された。さらに面積要件（市町村特認制度の創設），認定農業者の年齢制限の廃止・弾力化，集落営農組織の法人化等の指導の弾力化等の制度の見直しがなされた。

（注５）梅本（2007）

⑵　実施状況

07年産の加入申請状況は72,431経営体から申請があり，内訳は認定農業者67,045（うち法人が3,630），集落営農組織が5,386となっている。（注６）認定農業者と集落営農組織の加入申請面積をみると，米，麦，大豆の加入申請面積全体に占める集落営農組織の割合は24.3%，26.2%，36.1%である（第１表）。ただし，北海道を除く都府県は集落営農組織の占める割合が，米30.6%，麦47.9%，大豆44.1%となっている。

また，06年度の作付面積に占める加入申請面積の割合をみると，米25.9%，麦93.3%，大豆77.5%で，米と比較すると麦，大豆の割合は高い。（注７）これについては，規模要件に満たない麦，大豆作農家はそのままでは対策の対象外となり経営が立ち行かなくなる。そうしたことから集落営農組織への加入等による対応がなされたことが影響しているものとみられる。

なお，加入申請品目については認定農業者が米等の単品目での加入が５割を占める。それに対して集落営農組織は米，麦，大豆を組み合わせた多品目での加入が７割を占めている。

（注６）認定農業者（法人）3,630のうち法人化し認定農業者となった集落営農組織がどの程度あるのかはデータの制約から把握できない。

（注７）山浦（2007）

第１表　2007年産の米，麦，大豆の加入申請面積の状況

（単位　千ha，%）

	米	麦	大豆
認定農業者	330.5（75.7）	187.3（73.8）	70.4（63.9）
集落営農組織	106.3（24.3）	66.6（26.2）	39.7（36.1）
合計	436.9（100.0）	253.9（100.0）	110.1（100.0）

資料　農林水産省「平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」（2007年8月3日）より作成

２　集落営農組織に対する農業制度資金，ＪＡバンクの対応動向

⑴　農業制度資金の対応動向

このように農業政策が変化するなかで，農業制度資金については，06年４月に農林公庫の経営体育成強化資金，農業近代化資金，農業改良資金の貸付対象者に一定の要件を満たす集落営農組織（「特定農業団体」「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」）が明記された。ただし農林公庫の農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金），また農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）は法人化し認定農業者となった集落営農組織のみを対象としている。

また国は07年度から10年度までの３年間を「集中改革期間」として担い手の育成・確保に取り組むこととしている。その取組みの一環として，認定農業者が借り受けるスーパーＬ資金および農業近代化資金のうち500万円超の貸付については無利子化措

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

置が実施されている。[注8] また集落営農組織向けについては，08年度から09年度までに借り受ける農業近代化資金について，金利負担軽減等の金融支援措置がなされている。[注9]

（注８）都道府県，市町村および(財)農林水産長期金融協会が行っている利子助成に加えて，(財)農林水産長期金融協会が無利子になるまで追加利子助成を行うもの。

（注９）利子助成により金利負担を最大２％軽減，融資率を100％（以前は80％）に拡充等。

⑵　JAバンクの対応動向

JAバンクでは05年３月に農業の担い手金融強化に向けた取組方針を打ち出している。そのなかで農協は集落営農組織，認定農業者等への対応を，信農連，農林中金は農協の取組みを推進・支援するとしている。そして体制を整備するために農協，信農連，農林中金に金融ニーズに対応する担い手金融リーダーを順次配置している。こうした体制整備とともに，農業制度資金を補完するために集落営農組織向けの新資金の創設等の対応がなされている。

まず農協系統の要綱資金であるアグリマイティー資金について，06年４月に全国要綱が改正され，集落営農組織が貸付対象として明記された。

また07年には，経営所得安定対策に対応するための資金を創設している。その１つが，経営所得安定対策の対象となる認定農業者，集落営農組織の資材購入代金や労賃の支払い等の運転資金に対応するアグリスーパー資金である。

もう１つはJA農機ハウスローンで，融資対象は法人，集落営農組織だけでなく小規模農家も利用できる仕組みとなっている。審査期間は原則３日程度とし，農業者の資金ニーズに素早く対応できるのが特徴である。これらの資金については，農林中金が全国要綱を整備し，農協，信農連は地域の状況に応じて新資金の創設や既存資金の拡充を進めている。

さらにJAバンクでは07年度からCSR事業の一環としてJAバンクアグリサポート事業を展開している。そのなかで，農協が融資するスーパーＳ資金，アグリスーパー資金，JA農機ハウスローン等について，借入者の金利負担を軽減するために最大1.0％の利子助成を実施している。

３　現地調査にみる金融対応の現状

⑴　調査農協の概要

それでは次に現地調査にもとづき集落営農組織に対する農協の金融対応についてみていくことにする。

本稿で取り上げる農協の概要は第２表のとおりである。集落営農組織に対する多様な取組みをみるために，東北，関東，近畿，四国地方の稲作地帯で積極的な取組みを行っている４農協を取り上げた。各農協において，営農部門と金融部門から集落営農組織への各種支援の内容について，さらに対策導入に伴う資金繰りの変化への対応，農業機械等の資金需要への対応等について聞いている。以下では具体的な取組状況についてみていくことにする。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2表　調査対象農協の概況

（単位　人，経営体，組織）

		A農協	B農協	C農協	D農協
		東北地方	関東地方	近畿地方	四国地方
農協の販売品取扱実績（上位3位まで）		米,野菜,肉牛	米,きのこ,野菜	米,肉牛,野菜	野菜,米,果実
経営所得対策への加入申請状況	認定農業者のうち個人	344	81	285	33
	認定農業者のうち法人※	15（6）	12（9）	11（3）	19（19）
	集落営農組織	52	38	133	6

資料　農協提供資料，ヒアリング調査をもとに作成
（注）※カッコ内は法人化した集落営農組織数。

⑵　A農協

A農協は東北地方にあり，水稲を中心に，麦，大豆，雑穀や野菜，花き，果樹等の園芸作物に畜産を含めた多様な農業生産が展開されている。

農協管内の農業振興協議会では，06年度から集落営農・担い手対策を専門に担当する部署を設置している。また経営所得安定対策の対応にあたっては，農協OBが集落営農アドバイザーとなり積極的に加入促進をおこなってきた。その結果，認定農業者のうち個人344，法人15（法人化した集落営農組織は６）と52の集落営農組織が加入申請を行った。

なお当該地域では以前から農家組合を単位として麦，大豆の転作作業を組織化することで機械の効率的利用を図ってきた。加入申請した集落営農組織の多くが転作作業組合を母体としている。なお米については認定農業者が個別で加入申請を行い，規模要件をクリアーできない小規模農家は集落営農組織へ加入するケースが多い。集落営農組織のうち米を取り込んでいる組織は37あり，その多くは構成員が所有する水田を自らの機械で作業している状況にある。

金融に関連した取組みについてみると，県信農連において集落営農組織の立ち上げや運営のための資金を有利な条件で迅速に提供できる体制づくりが進められてきた。運転資金については制度資金としてスーパーＳ資金があるが，集落営農組織は融資対象外となっていることから，県信農連では06年２月に集落営農組織も利用できる資金を創設している。資金使途は運転資金だけでなく農地取得，設備資金にも利用することができる。また県では県単独の制度資金として同年６月に集落営農組織を対象とした運転資金を創設している。(注10)

経営所得安定対策の実施に伴う集落営農組織の資金繰りの変化への対応として，07年度は生産資材（肥料・農薬）の決済時期について，米・大豆は翌月払いを10月払いに，麦は12月払いを翌年２月払いにそれぞれ延長した。また新たに立ち上げた集落営農組織のなかには，既存組織のような資金の蓄積が乏しいために，春作業に係るオペレーター賃金の支払いのためのつなぎ資金が必要な組織もみられた。こうした集落営農組織に対しては，県単資金（10組織）もしくはアグリマイティー資金（10組織）で対応している

農業機械の購入資金については，組織立

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ち上げ当初ということもあり新規実行件数は少なく，07年度は数件の貸出があり，うち１件は農業近代化資金で，残りはすべてアグリマイティー資金で対応している。(注11)

金融に関連した取組み以外では，組織の立ち上げ支援，経営支援（研修会の開催，記帳代行，集落営農トータルアドバイザーの設置等），生産資材（肥料，農薬）に関する集落営農組織の大口利用に対する奨励措置の新設等を行っている。

農協では，今後の資金需要について，米は個人所有機械の持ち寄りが多いものの，個人所有機械が更新時期を迎える度に，集落営農組織での機械購入が進んでいく可能性があるものとみている。既に法人化した集落営農組織のなかには更新費用を準備し，行政の補助金等を有効利用しながら自己資金で対応しようとしている組織もある。しかしながら，多くの集落営農組織では補助金等の利用を前提に資金借入またはリースによる対応になるものとみている。

（注10）貸付方式は当座貸越，手形貸付又は証書貸付による。当座貸越および手形貸付は極度額の範囲内で随時借り入れ，随時返済が可能。

（注11）Ａ農協では，金利等を勘案し，集落営農組織に対し有利な資金を勧めたいと考えている。ただし実態としては，借入手続きが簡便であること等からアグリマイティー資金が選択される傾向にある。また県信農連が創設した新資金については，アグリマイティーの借入手続きに慣れていること等の理由から，07年度中の借入実績はなかった。

(3)　Ｂ農協

Ｂ農協は関東地方にあり，水稲を中心に，きのこ，畜産，野菜，果実等多様な農畜産物が生産されている。以前から小規模経営への対応として集落営農への取組みがなされ，農地の有効活用，機械の共同利用等の取組みが進められてきた。

経営所得安定対策の対応にあたっては，管内に面積要件を満たす個別経営体は少なく，将来的に農業就業人口は減少し，担い手不足が予想されることから，米を含めた集落営農組織の立ち上げを推進してきた。その結果，認定農業者のうち個人81，法人12（うち９が法人化した集落営農組織）と38の集落営農組織が加入申請を行った。

資金繰りの変化への対応として決済時期の延長を行っている。具体的には，資材の決済月は９月であるが麦生産に係る資材は翌年９月まで１年間延長している。また米，大豆（種子代金を除く）は12月まで決済時期を延長している。

さらに麦，大豆の固定的支払いである過去の生産実績に基づく支払（固定払）については，国に申請を行った時点で農協として集落営農組織に交付金相当額の仮渡しを実施している。(注12)なお運転資金については多くの集落営農組織が営農貸越を利用するものと見込んでおり，営農貸越の金利負担を軽減するための支援措置も実施している。

農業機械購入の資金対応については，07年７月に集落営農組織も借入対象となる農協独自の低利資金を創設している。ただし07年度については組織立ち上げ当初ということもあり借入実績はなかった。

なおＢ農協では金融に関連した取組み以外にも様々な支援を行っている。具体的には，①体制整備（06年度に集落営農を進める

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ための本部機能として担い手育成本部を設置，職員を配置），②事務処理体制の整備，③共同販売経理の事務支援，④組織運営支援，⑤生産資材価格支援（生産資材購入の際の大口ランク別奨励に組織枠を設定），⑥法人化した集落営農組織への出資等を行っている。

今後の資金需要について農協では，集落営農組織としての農業機械購入が進展していくものとみており，そうした資金需要への対応が課題であると考えている。

（注12）交付金は12月に支払われるが，農協では９月に仮渡しを実施している。

(4)　C農協

C農協は近畿地方にあり，水稲，麦，大豆を中心に，畜産，野菜，花卉，黒大豆等多様な農業生産が展開されている。10数年前より県単事業として集落営農が推進されてきたこともあり，農協管内では集落を基盤とした麦，大豆のブロックローテーションによる集団転作が実施されてきた。

経営所得安定対策への対応にあたっては，麦，大豆は転作組合を母体としているが，面積要件をクリアーするために米を含めた集落営農組織も多い。そうした集落営農組織では，構成員が所有する水田を自らの機械で作業している状況にある。

加入申請状況については，認定農業のうち個人285，法人11（うち３つが法人化した集落営農組織），それと集落営農組織が133ある。

金融に関連した取組みについてみると，06年７月に集落営農組織向けの農協独自の低利資金を創設している。農協独自資金は農業生産，農産物の加工等にも利用でき，運転資金および農業機械の購入等にも対応している。資金繰りの変化への対応については，麦，大豆の生産資材に係る決済時期の延長（通常の８月決済を11月まで延長）を実施している。そのうえでB農協と同様に麦，大豆の過去の生産実績に基づく支払（固定払）について，農協として11月に交付金の８割相当額の仮渡しを実施することで，集落営農組織の決済資金を融通している。

一方，農業機械の購入資金については07年度中に農協独自資金による９件の貸付があり，集落営農組織からの借入相談があれば，積極的に対応しようとしている。(注13)

また，金融に関連した取組み以外にも，①生産資材の大口取引に対する奨励措置，②カントリーエレベーター利用料金の奨励措置（集落営農組織への適用），③事務代行，④出資等を行っている。

農協では，今後農業機械に関する資金需要があるものとみている。集落営農組織は補助事業の実施状況を勘案しながら，借入ないしはリースで対応することになるとみられ，対応が課題となるものとみている。また，農協では集落営農組織は今後法人化していくと見込んでおり，法人化した組織については担い手金融リーダーを中心に，金融対応を図っていくことが重要であると考えている。

（注13）法人化していない集落営農組織については制度資金の制約もあり，農協独自資金で対応している。なお法人化した集落営農組織については金利等を勘案し，農林公庫資金の利用を前提に融資対応を行っている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

(5)　D農協

D農協は四国地方にあり，温暖な気候を活かして水稲を中心に，麦，果樹，野菜，畜産等がなされている。将来的に農業者の減少や高齢化が懸念されるなかで，農協は03年からの２年間で12の農作業受託組織を設立し，地域を支える担い手として位置づけた。またこれらの組織について，経理の一元化の指導や農地集積の推進等を行ってきた。

経営所得安定対策への対応にあたっては，米も含めた集落営農組織を立ち上げるために，様々な取組支援を行っている。また農協の支所単位で地域の農業を守る観点から，小規模な麦，大豆農家も参加できる法人組織（12組織）の立ち上げ支援等を行っている。同対策には，認定農業者のうち個人33，法人19（すべてが法人化した集落営農組織），それと６つの集落営農組織が加入している。

金融に関連した取組みについては，運転資金対応として法人化した集落営農組織は500万円，集落営農組織は300万円を極度額とする当座貸越を創設し，さらに金利負担を軽減するための支援も実施している。また農業機械の導入支援として，農協独自の農機具リース事業を展開している。(注14) こうしたリース事業の取組みもあって，これまで集落営農組織の農業機械に関する借入はなかった。

金融に関連した取組み以外については，①担い手に対する活動費助成，②法人化促進費（法人化のための経費の助成）③生産資材費の大口奨励，④経理支援等がなされている。

農協では，今後とも農機具リース事業を展開していくことから，農業機械の購入に際しての資金借入ニーズは少ないものとみている。ただし，今後は農業機械の格納庫建設に関する資金需要があるものと見込んでいる。また貸出対応にあたっては，営農部門と金融部門の連携を強化するとともに，営農部門においても集落営農組織の経営面や資金調達面での相談対応ができるようになることが課題であるとしている。

（注14）農協としては米を含んだ組織化を進めるために様々な支援措置を講じている。したがって麦，大豆のみを耕作している12の集落営農組織はリース事業の対象としていない。

4　小括

以上みてきた農協の取組みについては第３表にまとめたとおりである。以下では現地調査からよみとれる金融対応の現状と課題について整理することにしたい。

(1)　資金繰りの変化への対応

07年度は集落営農組織の当面の資金調達が課題となっていた。事例として取り上げたA，B，C農協では生産資材の決済時期を延期し，またB，C農協では過去の生産実績に基づく支払（固定払）について，交付金相当額（C農協は８割相当額）を農協が独自に仮渡しすることで対応している。さらにD農協では農協独自の集落営農組織向けの当座貸越を創設し，金利負担を軽減

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3表　調査対象農協における農協独自の主な取組内容

	A農協	B農協	C農協	D農協
金融に関連した取組み	・資金創設（県信農連による独自資金の創設） ・生産資材の決済時期の延長	・運転資金支援（金利負担の軽減支援措置の実施） ・農業機械等の購入に係る資金創設 ・施設利用料支援 ・生産資材の決済時期の延長 ・交付金相当額の早期仮渡しの実施	・集落営農組織向けの資金創設 ・交付金の8割相当額の早期仮渡しの実施 ・生産資材の決済時期の延長	・集落営農組織の活動費の助成 ・集落営農組織向けの運転資金の創設，　金利負担の軽減支援措置の実施 ・法人化促進費
その他	・肥料・農薬購入に係る大口奨励 ・集落営農トータルアドバイザー設置 ・共同販売経理をはじめとする経営管理支援	・生産資材購入に係る大口奨励 ・組織運営支援 ・園芸作物導入支援 ・法人化した集落営農組織への出資 ・組織育成マネージャーの設置 ・事務処理体制の整備 ・共同販売経理事務支援	・生産資材購入に係る大口奨励 ・事務代行 ・法人化した集落営農組織への出資 ・経理税務相談員の設置 ・経理支援システムによる農協取引データの提供 ・担い手営農渉外の設置	・生産資材購入に係る大口奨励 ・農機具のリース事業 ・経理支援

資料　農協提供資料，ヒアリング調査をもとに作成

するための支援措置を実施することで対応している。こうした支援により集落営農組織の資金繰りは改善されている。

なお運転資金については制度資金の借入に制約があることから，A，C，D農協では集落営農組織向けの資金を創設し，B農協では金利負担を軽減するために，営農貸越に対する農協独自の支援措置を実施している。

⑵　農業機械等の資金需要への対応等

農業機械の購入等の資金対応については，運転資金同様に集落営農組織が借入可能な農業制度資金について制約があることから，A，B，C農協では集落営農組織向けの資金を創設し，積極的に融資対応している。またD農協では農協独自の農機具リース事業を展開することで，農業機械の導入支援を行っている。

事例として取り上げた農協の集落営農組織では，構成員が所有する水田を自らの機械で作業するケースもみられ，機械が集約化されるまでには至っていないケースが多い。しかしながら，農協では将来的には個別農家の機械の更新の度に，集落営農組織による農業機械の所有へと移行していくものとみており，農業機械購入の際の資金対応が課題であると考えている。

また，いずれの農協においても集落営農組織を地域の農業の担い手と位置づけ，金融に関連した取組みのみならず，組織の立ち上げ支援，経理支援，組織運営支援，生産資材の大口利用に集落営農組織枠を設定する等，組織立ち上げから運営の初期段階に至るまで様々な取組支援がなされている。

⑶　今後の課題

今後は個人所有機械の更新時期が来る度に，組織による機械導入が進展していくものとみられ，農協での金融対応が課題とな

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ろう。法人化した集落営農組織のなかには農業機械の購入費用を準備し，行政からの補助金等を有効利用しながら自己資金で対応しようとしている組織もある。また法人化した集落営農組織に対しては，今後他金融機関からのアプローチも考えられる。(注15)

農業機械の購入費用については集落営農組織として積立金を確保することが重要であるが，任意組合である集落営農組織には法律・税制等の面で制約も多い。(注16) また集落営農組織は対策導入を契機に設立した組織も少なくなく，組織として未熟な面もある。(注17)

集落営農組織に対する金融対応については営農部門と金融部門との連携が重要である。そして集落営農組織の発展段階に応じた各種支援の取組みとともに，融資相談対応には営農部門との連携強化さらに担い手金融リーダー等の農業融資に精通した人材の育成等により，幅広い資金ニーズに積極的に応えていくことが求められていると考える。

（注15） 事例として取り上げたＡ，Ｂ農協では今後集落営農組織が法人化すれば他金融機関からのアプローチもでてくるものとみている。

（注16） 任意組合への貸出対応にあたって，個人取引に比べて手続きが煩雑である。また不動産登記ができないために担保・保証は外部保証か人的保証に依存するしかない。さらに税務上，任意組合の利益，消費税の課税売上高等は構成員に全て分配し，構成員が自己の農業経営と併せて会計を行い，所得税や消費税の税務申告をすることになる。

（注17） 安藤（2007）は，ここ数年集落営農組織が数多く設立されているが，「その多くは政策対応的なものに（補助金の受け皿づくり的なものに）とどまっているのが実情ではないだろうか」と指摘している。

おわりに

経営所得安定対策をはじめとして農業政策が大きく転換するなかで，将来的には土地利用型農業については生産全体に占める認定農業者，集落営農組織の割合が高まっていくものと思われる。このような変化は，農協の組織や事業のあり方にも変化を及ぼそう。そのなかにあって，農協の農業金融については従来までの相対的に小規模で多数の組合員農家を対象としたものから，少数の相対的に規模が大きい認定農業者，集落営農組織を対象としたものへと変化していくと考えられる。

農業構造変化の実態把握とともに，それに対応した農協における農業金融のあり方については今後の検討課題としたい。

＜参考文献＞

・安藤光義（2007）「集落営農の持続的発展に向けて」『集落営農の持続的な発展を目指して』全国農業会議所
・梅本雅（2007）「品目横断的経営安定対策下における大豆策経営の対応方向」『豆類時報』NO.48
・金子いずみ（2008）「労働力構成の視点からみた集落営農と農業集落の構造的連関」『農業経済研究』第79号，第４号
・山浦陽一（2007）「集落営農の増加と展開方向－『品目横断的経営安定対策』導入下の集落営農の動向」『農業研究』第20号，12月

（主事研究員　長谷川晃生・はせがわこうせい**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。